社会福祉法人 福岡県母子福祉協会　職員募集要項

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会が運営する 母子生活支援施設 **百道寮** において、下記職員を募集します。

１　応募受付期間
令和８年 10 月 13 日（火）から８年 11 月 19 日（木）17 時まで

２　採用予定日
令和９年４月１日

３　募集職種、採用予定人数及び職務内容

募集職種	採用予定人数	職務内容
心理療法担当職員	１名	主に、入所中の母や子の心理面接・心理療法（プレイセラピー等）を必要に応じて行う

※採用直後の職務内容は上記のとおり。変更の範囲は、当法人の定める業務（配置転換を含む。）

４　勤務場所
母子生活支援施設 **百道寮**（福岡市早良区百道３丁目 18－8）
※採用直後の勤務場所は上記のとおり。変更の範囲は、当法人が運営する他施設（母子生活支援施設 室見寮）

５　応募資格
(1)～(5)の条件をすべて満たす人
(1)　次のいずれかの資格等を有する人
ア.臨床心理士　イ.公認心理師
(2)　基本的なパソコン操作（Word、Excel 等）ができる人
(3)　月３～４回程度の宿直勤務ができる人
(4)　暴力団員（福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第１号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない人
(5)　特定性犯罪の前科がない人

※こども性暴力防止法に関する特記事項
本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号））に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
特定性犯罪、特定性犯罪事実該当者の内容は、こども性暴力防止法によります。

６　勤務条件

契約期間	期間の定めなし（試用期間６か月）
就業時間	４週間を平均して週 40 時間以内 ※勤務シフトによる。１日８時間勤務が中心、４時間勤務となる場合あり
休憩時間	原則 60 分。４時間勤務の場合は休憩なし
休　　日	原則として日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～31、1/2～3） ※勤務シフトによる
時間外労働	あり（業務上必要な場合）
宿　　直	月３～４回程度　※夜勤ではなく、断続的な宿直勤務
賃　　金	基本給 258,700 円～　（大卒・令和８年４月実績） ※経験・資格による加算あり。各種手当・賞与（年２回）は別途支給
休　　暇	年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇等
加入保険等	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険、退職共済制度
定　　年	65 歳（定年に達した年度の末日）
そ の 他	受動喫煙防止措置：敷地内禁煙

７　選考方法

１次選考　作文（職員採用試験申込書と併せて提出）

２次選考　面接（令和８年 12 月６日（日）を予定、詳細は個別に通知します。）

８　選考結果の通知

選考結果は、本人宛に文書で 12 月８日（火）までに発送します。

※電話による選考結果のお問合せには応じません。

９　応募方法

(1)　応募書類の請求

応募に必要な書類は、次のいずれかの方法により請求してください。

応募用ＱＲコード

ア　メールによる請求

右記の応募用ＱＲコードから氏名及び受験職種を入力して請求してください。

イ　郵送による請求

Ａ４サイズの返信用封筒に返信用切手 180 円分を貼付し、返信先の住所・氏名及び受験職種を記載の上、下記提出先まで郵送してください。

(2)　提出書類

ア　職員採用試験申込書 ※指定の様式を使用してください。

イ　応募資格を証明する書類（資格登録証明書等の写し・実務経験を証明する書類等）

ウ　作文 ※指定の作文テーマ及び作文用紙を使用してください。

(3)　提出方法

提出書類一式を封筒に入れ、封筒の表に「応募書類」と朱書し、裏面に差出人の住所・氏名を明記の上、下記提出先まで郵送又は持参してください。

持参の場合の受付時間は、平日９時から 17 時までです。

なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(4)　提出期限

令和８年 11 月 19 日（木）17 時必着

(5)　提出先・問合せ先

〒814-0032　福岡市早良区小田部６丁目 12－４

福岡県母子福祉協会　法人本部（室見寮）

担当：山中、松尾　電話：092-843-8844

10　求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

当法人では、求職者、応募者、採用選考中の方等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

今回の採用についてのセクシュアルハラスメントに関する相談や苦情については、下記の相談窓口までご相談ください。相談者のプライバシーに配慮し、相談内容については適切に取り扱います。

相談窓口：女性協同法律事務所　電話 092-751-8222（平日 9:00～17:00）